

# 学校いじめ防止基本方針



令和6年4月  
四日市市立下野小学校

## はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていきたい取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「下野小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断します。例えば、いじめられていても本人が否定することもあります。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当すると考えます。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応をしていきます。

## 第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

### 1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていきます。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていきます。

(1) 「授業づくり」においては、

- ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「学び合う授業づくり」を行い、朝学習や補充学習（長期休業中等）の充実を

図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っていきます。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

③ 集団の絆の中で「自己有用感」の育成

人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む中で児童が「所属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるか」という「自己有用感」を育てます。

一人ひとりのちがいが大切にされる集団の中で、児童が基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持つことができているならば、いたずらにいじめの加害に向かうことはないと考えます。こうした児童を育て、児童の主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、児童自身が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

## 2 いじめ防止啓発

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるということを踏まえ「いじめは決して許されない」という認識のもと教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図っています。

(1) 『『いじめ』に関する指導の手引』等を有効活用し、いじめについての共通理解を図ると共に、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしていきます。

(2) 教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施していきます。

(3) いじめに関するリーフレットを保護者に配付するなどして、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(4) 道徳の授業でいじめについて取り上げたり、より良い人間関係を育むために児童自身によるあいさつ運動を企画したりするなど、全校で意識の高揚を図ります。

(6) 各種相談機関を周知します。

① 「いじめや体罰等に関する相談電話 (059-354-8169)」(教育委員会 指導課)

② 「青少年と家庭の悩み相談電話 (059-352-4188)」(こども未来部青少年育成室)

③ 「人権に関する相談電話 (059-354-8610)」(人権センター)

④ 「被害少年の悩み、問題行動等 (059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)

⑤ 「児童虐待、不登校、養育等 (059-347-2030)」(北勢児童相談所)

## 3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わ

りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取り組み
  - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察等，児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため，日記，作文，班ノートなども活用しています。
  - ② いじめ等問題行動の発生しにくい，対等な人間関係でつながりあった学級・学年経営をしています。
  - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 児童に，「いじめ調査」を年間3回（6月・9月・2月）実施し，いじめの状況を把握しています。
- (3) 3年生以上の児童に，「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回（6月・10月）実施し，一人ひとりの状況及び学級の状況を学年団の教員で把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
  - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして，毎学期1回以上教職員が全児童との面談による教育相談を実施し，児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。また，学校全体でその情報を共有しています。
  - ② 『『いじめ』に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに，被害児童の心のケアを最優先に行います。また，必要に応じて，加害児童のケアも行います。
- (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては，臨床心理士の派遣を市教育委員会に依頼します。
- (7) 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加するなど，インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

#### 4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見，通報を受けた場合は，一部の教職員で抱え込まず，速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え，守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い，保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い，相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに，観衆的・傍観的立場に立つことが，いじめの助長につながるることについて，学級，学年，学校全体に指導します。
- (6) 市教育委員会に第1報を入れるとともに，対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については，早期に警察に相談し，連携して対応します。
- (8) いじめに関する通報及び相談を受けた場合，通報または相談を行った方の個人情報適切に保護します。また迅速に事案に対応するため，必要に応じて関係機関等で情報共有を行います。

- (9) いじめの解消要件として、次の2点を満たすことを条件とします。
- ・いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している(少なくとも3か月)こと。
  - ・被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを、面談等で確認していること。

## 第2章 いじめ防止のための校内組織

### 1 校内組織

- (1) 「児童報告会」を毎月1回行い、担任をはじめ児童に関わる全教職員が児童の実態について情報を交換します。
- (2) 「校内いじめ対策委員会」(兼登校サポート委員会)を行います。
- ① 構成員は管理職、生徒指導主事、学年部代表、養護教諭です。なお、必要に応じてスクールカウンセラー等に委員会への参加を依頼します。
  - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎月1回協議します。
- (3) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
- ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、養護教諭です。なお、必要に応じて、教育相談担当、校内特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学校づくり協力者会議代表が委員会に参加を依頼します。
  - ② 年5回開催する「学校運営協議会」で、本校のいじめの状況等を報告します。
  - ③ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。
  - ④ 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて取り組みます。
  - ⑤ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、当該の児童及び保護者、市教育委員会に報告します。
  - ⑥ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
  - ⑦ いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。

### 2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働して児童のよりよい育ちを見守ります。
- (2) 西朝明中学校区学びの一体化として保育園、幼稚園、八郷西小学校、西朝明中学校と連携し、園児・児童・生徒の情報共有を行っています。また事例に応じて他の小中学校とも連携して対応に当たります。
- (3) 主任児童委員、民生・児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携し、地域ぐるみで児童を見守ります。
- (4) 保護者への学校自己評価及び学校運営協議会委員による学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

## 第3章 保護者と児童の役割

### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、「いじめをしない、させない子育て」をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

### 2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自ら進んでいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、いじめられている子や、いじめている子に声をかけることや、まわりの人に積極的に相談することなどに努めてください。

## 第4章 関係機関との連携

### 1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 下野駐在所

### 2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 人権センター
- (3) こども家庭課
- (4) 男女共同参画課 他

## 第5章 重大事態発生時の対処

### 1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ① 児童が自殺をしようとした場合
  - ② 身体に重大な障害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

